

事業名	海外への事業展開を行う中小企業等を対象とした外国銀行口座開設支援サービスの提供				
申請事業者	不動産売買・賃貸の仲介業を行う中小企業				
事業所管	経済産業省	規制所管	金融庁	法令	銀行法

### 【照会内容・結果】

○個人・企業からの依頼を受け、外国銀行(※1)の口座開設に当たり、当該国に渡航した口座開設当事者に現地随行し、海外で通訳支援を行う事業を実施することを検討。

※1 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者。

○照会事業者と外国銀行の間に、外国銀行の業務を支援することについての委託関係がない等の場合、この取組は、銀行法に規定される「外国銀行代理業務」(※2)に該当しないことが確認された。

※2 外国銀行のために、預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介等を行う行為。銀行法第52条の2では、銀行が「外国銀行代理業務」を行う際には、許可が必要である旨が定められている。

### 【意義】

○照会者であるサービス事業者の競争力の強化とともに、中小企業等の海外への事業展開の円滑化に資することが期待される。

### 【お問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局サービス政策課(03-3580-3922)